

ガス導管事業者の2018年度収支状況等の 事後評価について

第38回 料金審査専門会合
事務局提出資料

2019年11月20日



(空白)

資料の構成

1. 事後評価について

2. 法令に基づく事後評価

3. 追加的な分析・評価

- (1) 大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価
- (2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析

4. 効率化に向けた取組状況

5. 内管工事の取組状況

6. 今後のスケジュール

ガス導管事業者の収支状況等の事後評価 (2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2019年11月6日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という）の収支状況等の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価について、2019年6月28日電力・ガス取引監視等委員会決定を踏まえ、料金審査専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施することとする。

また、追加的な分析・評価として、大きな超過利潤が発生しているガス導管事業者について、その要因を分析することにより、託送料金の低廉化を促進する。さらに、効率化に向けた取組状況に関して、一般社団法人日本ガス協会が実施する中小事業者等への技術的サポート等の状況を聴取する。

あわせて、内管工事の取組状況として各社の取組状況等を評価することにより、引き続き、その効率化・低廉化を促進する。

2. 進め方

1) 対象事業者

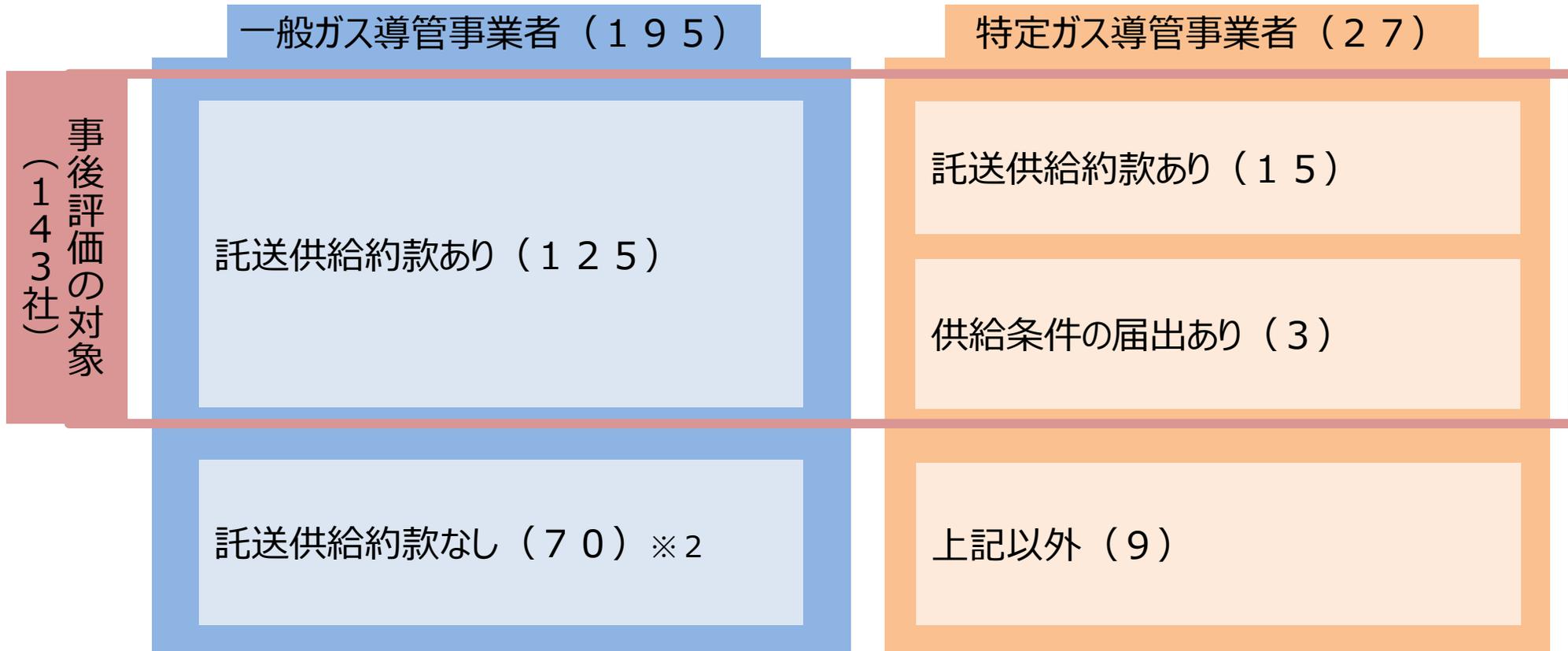
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全143社）

2) 評価内容

- 料金審査専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価
 - ②追加的な分析・評価
 - ③効率化に向けた取組状況
 - ④内管工事の取組状況

事後評価の対象事業者について

- 全国のカス導管事業者（222社※1）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143社）について、その収支状況等を評価する。



※1 2018年度に事業を実施した事業者数（小浜ガスについては2018年10月1日に九州ガスへ合併、下仁田町については2019年4月1日に東海ガスへ事業譲渡されたため除く）

※2 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※3 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

(参考) 一般ガス導管事業者の競争・新規参入の状況

- 一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは48事業者。

一般ガス導管事業者：全196事業者

託送供給約款あり（126）

新規・越境参入あり（48）

東京ガス	館林ガス	中部ガス	久留米ガス
日本ガス	秦野ガス	東邦ガス	筑紫ガス
栃木ガス	習志野市	大阪ガス	佐賀ガス
佐野ガス	厚木ガス	大津市	鳥栖ガス
東彩ガス	武陽ガス	大和ガス	九州ガス
東部ガス	昭島ガス	河内長野ガス	西部ガス
野田ガス	角栄ガス	伊丹産業	京葉ガス
武州ガス	伊奈都市ガス	桜井ガス	京和ガス
鷲宮ガス	東日本ガス	大武	沖縄ガス
大東ガス	松本ガス	水島ガス	
太田都市ガス	静岡ガス	広島ガス	
北日本ガス	東海ガス	岡山ガス	
小田原ガス	大多喜ガス	高松ガス	

新規・越境参入なし
(78)

託送供給約款なし（70）（新規・越境参入なし）※1

※1 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※2 2019年8月31日時点（新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む）

資料の構成

1. 事後評価について

2. 法令に基づく事後評価

3. 追加的な分析・評価

(1) 大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価

(2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析

4. 効率化に向けた取組状況

5. 内管工事の取組状況

6. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。
- 上記の事業者について、期日までに料金改定を実施する予定があるか否かを聴取する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の託送収支について、公表された収支を踏まえ、各社の超過利潤の状況を把握するとともに、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。

ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市の8社は、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
- それ以外にも、一般ガス導管事業者で4社、特定ガス導管事業者で2社において、一定水準額の2/3を超える超過利潤累積額が発生している。

超過利潤累積額 (2018年度末)	一般ガス導管事業者（125社）		特定ガス導管事業者（18社）	
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)
一定水準額超過	5	3	0	0
一定水準額の2/3～3/3	4	0	2	0
一定水準額の1/3～2/3	7	4	1	0
0～一定水準額の1/3	16	7	4	0
0未満	44	41	10	3

※ 各社公表資料（2019年11月18日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めている一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市の8社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日までに料金改定を実施予定である旨を確認した。
- 以上について、電力・ガス取引監視等委員会から所管の経済産業局長へ速やかに意見回答を行うべきである。

※1 料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動される。

➢ 3社（東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス）の翌事業年度の開始の日：2020年1月1日

➢ 5社（苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）の翌事業年度の開始の日：2020年4月1日

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

<ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）>

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（中略）

法令に基づく事後評価とりまとめ（案）

- 以上の結果を踏まえ、料金審査専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

事後評価の対象事業者のうち8社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、2018年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過した。これらの事業者については、期日※までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である。

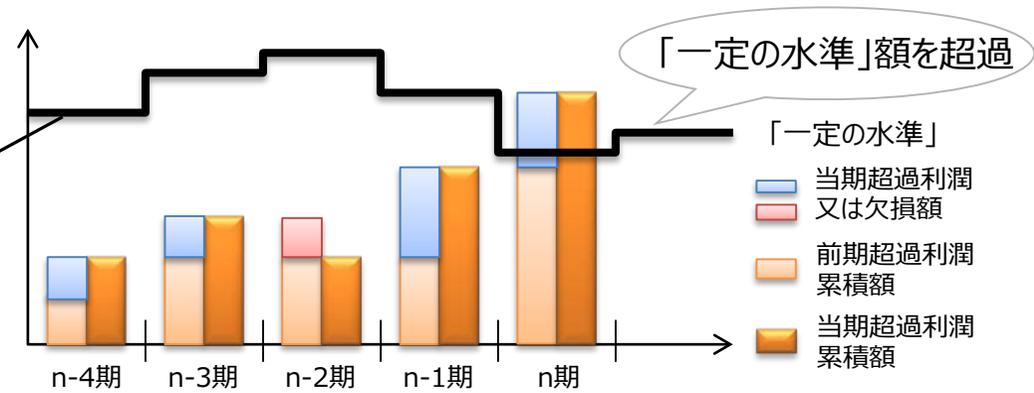
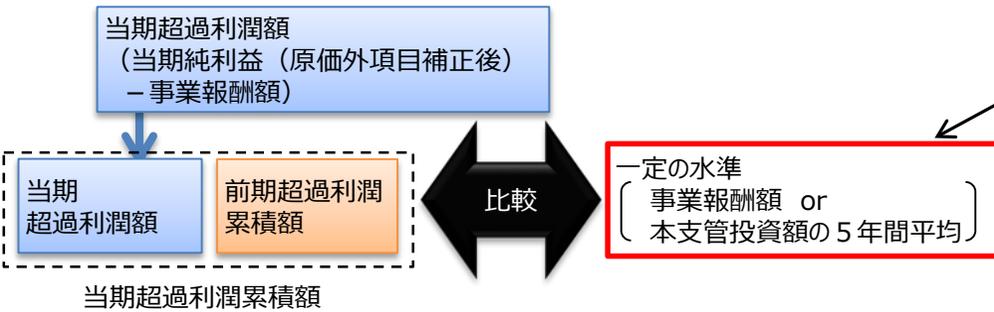
※2020年1月1日：東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス

2020年4月1日：苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2018年度託送収支にて一定水準額を超過した場合、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金改定の届出が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

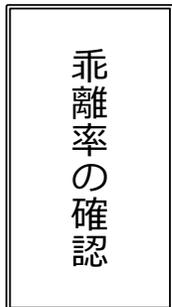


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】



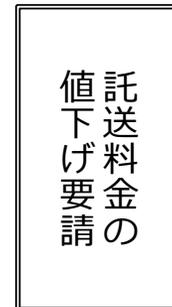
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)



(※2) 原価算定期間 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。 12

(参考) ガスの託送収支における「一定水準額」について

- ガス事業託送供給収支計算規則において、「一定水準額」は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかの額とすると規定されている。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（2011年2月）

I 託送供給制度

3. 託送供給約款変更命令発動基準の見直し

(2) 変更命令発動基準（トリガー要件）の明確化

(中略)

「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去5年平均の値（以下「託送投資額相当」という。）とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進（「設備投資インセンティブ」の確保）につながるものと考えられる。

(中略)

なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当（例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの）とすることができることとすることが適当である。

(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価
3. 追加的な分析・評価
 - (1) 大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価
 - (2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析
4. 効率化に向けた取組状況
5. 内管工事の取組状況
6. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（追加的な分析・評価）

- 変更命令の対象となる事業者以外で、大きな超過利潤が発生している事業者（営業収益（収入）に対する当期超過利潤額の割合が5%以上であった事業者）について、より詳細にその要因や今後の見通しを分析・評価する。
 - 昨年度の追加的な分析・評価の対象となった4月～3月の会計年度を採用している事業者以外の事業者を対象に分析。
 - 大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析。
 - 今後も大きな超過利潤が継続する蓋然性が高い事業者については、今後の方針を聴取。
- 需要開拓費、二重導管離脱需要について、より詳細に分析する。

(参考：2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 変更命令の対象となる事業者以外の事業者の中にも、需要増などの要因により大きな超過利潤が発生している事業者がいる。これらの事業者について、その要因を分析するとともに、今後も大きな超過利潤が継続すると見込まれる場合には、今後の方針を聴取する。

追加的な分析・評価の対象事業者について（会計年度の違い）

- 昨年度の事後評価においては、4月～3月以外の会計年度（1月～12月など）を採用している事業者の託送収支に制度改正前の収支も含まれていることから、4月～3月の会計年度を採用している事業者を対象に追加的な分析・評価を実施したところ。
- 今年度の事後評価においては、昨年度の追加的な分析・評価で対象外とした4月～3月以外の会計年度を採用している事業者を対象とし、大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析することとした。ただし、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している事業者は対象外とした。
- なお、公営事業者のうち3者（男鹿市、東金市、習志野市）は、議会承認のタイミングとの関係で、まだ収支の公表が行われていない。 ※1

※1 2019年11月18日時点

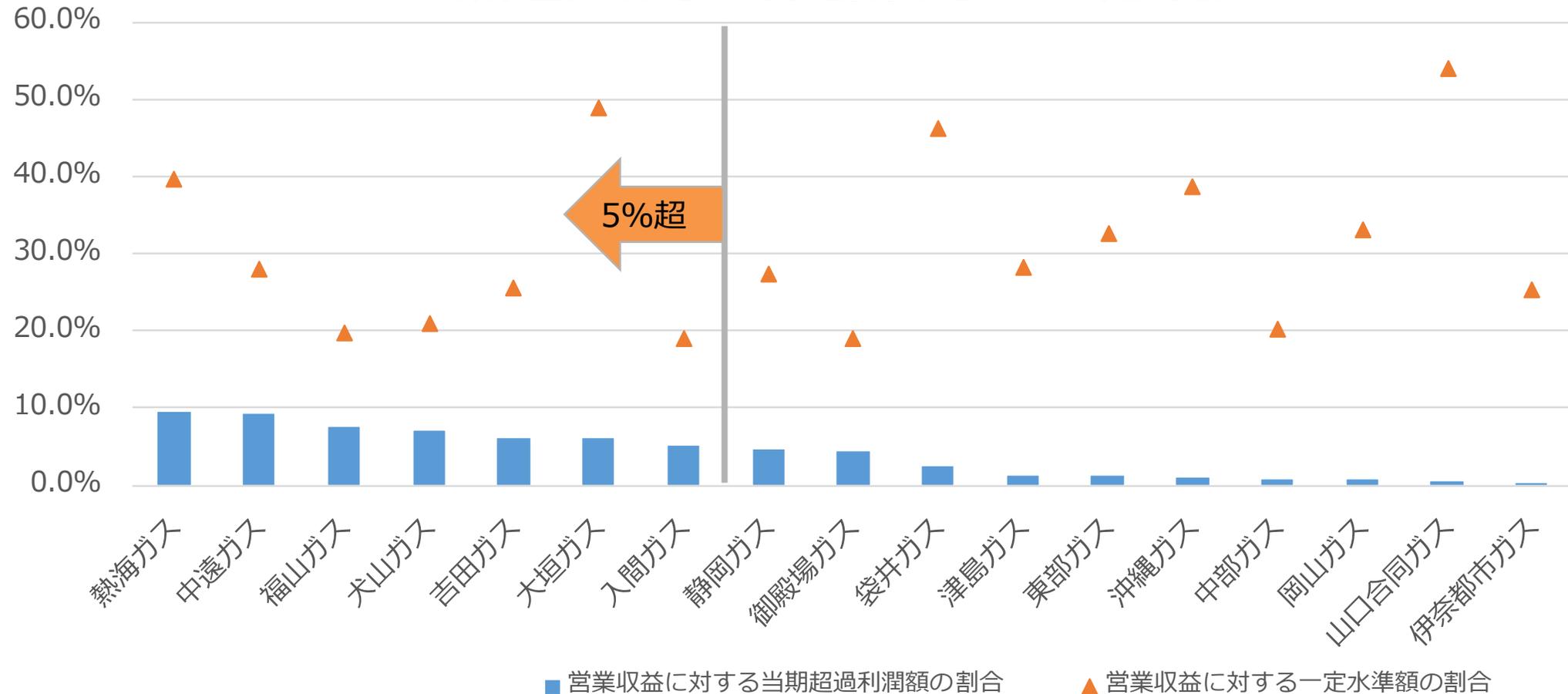
ガス導管事業者の会計年度

	会計年度	事業者数	備考
①	4月～3月	85	・昨年度の追加的な分析・評価の対象 ・公営事業者のうち3者が託送収支未公表
②	それ以外 (1月～12月など)	58	・今年度の追加的な分析・評価の対象

(1) 大きな超過利潤が発生した事業者の評価 (①分析対象事業者)

- 2018年度営業収益（収入）に対する当期超過利潤額の割合が5%以上であった7社を対象とし、超過利潤の発生要因を聴取し、分析を行った。

営業収益に対する当期超過利潤及び一定水準額の割合



■ 営業収益に対する当期超過利潤額の割合

▲ 営業収益に対する一定水準額の割合

※ 3月決算以外の事業者のうち、超過利潤が0より上の17事業者のみ（一定水準を超過した東部液化石油、新発田ガス、松本ガスは、分析対象事業者から除外）
 ※ 2019年11月18日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、ガス事業監査の指摘等により変更の可能性がある。

(1) 大きな超過利潤が発生した事業者の評価 (②超過利潤の要因分析)

- 分析対象の7社に対し、収益増・費用減が生じた主な要因を聴取した概要は以下の通りであった。
- 4社については、来年度以降も2018年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いことを確認した。これらの事業者については、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行う。
- なお、2社から、現在までに、自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答があった。

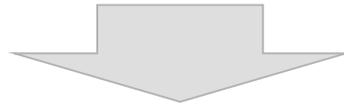
事業者名	営業収益に対する当期超過利潤額の割合 (%)	想定原価からのずれ		要因分析 (事業者から聴取した情報をもとに事務局分析)	超過利潤の見通し	今後の事業者の方針
		収益	費用 (営業外等を含む)			
熱海ガス	9.6%	2.7%	-12.8%	収益増：既存需要家への供給量増加 費用減：経営効率化による労務費の減少	継続する可能性が高い	2020年3月に料金改定の検討を開始し、2021年1月に料金改定を実施する予定。
中遠ガス	9.3%	-0.2%	-19.8%	費用減：簡素合理化方式により想定原価が大きく見積もられていた	継続する可能性が高い	今後、業務協力業者との契約見直しや、契約社員の減を正規社員の増により補填する必要性が新たに生じ、費用増が見込まれるため、2019年実績を踏まえて料金見直しの検討を予定。
福山ガス	7.8%	15.9%	-0.6%	収益増：既存大口需要家への供給量増加によるものだが、2019年度より当該需要家向けの託送料金の値下げ改定を実施	一過性である可能性がある	供給量増加は一過性のものであり、また、2019年度以降は極端な収益増加は発生しない見込みであるため、料金の見直しは行わない方針。
犬山ガス	7.2%	5.5%	-10.0%	収益増：既存需要家への供給量増加によるものだが、既存需要家の廃業や主要エネルギーの切替えによる供給量減少が見込まれる 費用減：設備投資の一部の延期・中止	一過性である可能性がある	2019年度の託送収支の結果を踏まえ、2020年4月に改定検討を開始。改定の必要があれば、2020年12月末までに料金改定を行う予定。
吉田ガス	6.3%	13.5%	-2.6%	収益増：新規大口需要家への供給量増加	継続する可能性が高い	2019年度上期に供給量が減少している大口需要家もあるため、2019年度の収支が確定したうえで料金の見直しを行うか検討する。
大垣ガス	6.3%	1.5%	-15.6%	収益増：大口需要家の供給量増加によるものだが、既存大口需要家の工場移転等が見込まれる 費用減：設備投資の一部の延期	一過性である可能性がある	需要増加の見込みはなく、営業収益は今後想定通りの水準への減少を見込むとともに、費用の減少は一過性の要因によるものであるため、料金見直しは考えていない。
入間ガス	5.4%	16.6%	22.8%	収益増：既存大口需要家への供給量増加	継続する可能性が高い	2020年5月に料金改定の検討を開始し、2021年1月に料金改定を実施する予定。

(空白)

熱海ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：9.6% 収益のずれ：2.7% 費用のずれ：-12.8%	<ul style="list-style-type: none">● 超過利潤が継続する可能性が高い。● 既存需要家への供給量増加によるものであり、今後も継続する可能性が高い。● 経営効率化による労務費減少によるものであり、今後も継続する可能性が高い。



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

2020年3月に料金改定の検討を開始し、2021年1月に料金改定を実施する予定。

※来年度の事後評価において、料金改定の検討状況を確認する。

熱海ガス（私営）

（1）供給地域 静岡県 熱海市 （2）従業員数 39名 （3）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	77.5	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：9.6%
収益	785.9	807.5	2.7%	-	大口需要家の需要増加や小口需要家の件数増加により供給量が増加したため。
営業費用	785.9	685.3	-12.8%	-	
比較査定対象NW費用	365.4	219.0	-40.1%	-18.6%	人員管理による経営効率化により労務費が減少したため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価※2	786	786	786	2,358	6.7%
	実績見込み	869	808	838	2,515	
営業費用	想定原価※2	786	786	786	2,358	-14.8%
	実績見込み	654	685	670	2,009	
比較査定対象NW費用	想定原価※2	365	365	365	1,096	-37.8%
	実績見込み	213	219	250	693	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

中遠ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：9.3% 費用のずれ：-15.5%	<ul style="list-style-type: none">● 超過利潤が継続する可能性が高い。● 簡素合理化方式により想定原価が大きく見積もられていたことによるものであり、今後も継続する可能性が高い。



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

今後、業務協力業者との契約見直しや、契約社員の減を正規社員の増により補填する必要性が新たに生じ、費用増が見込まれるため、2019年実績を踏まえて料金見直しの検討を予定。

※来年度の事後評価において、託送収支の状況を確認する。

中遠ガス（私営）

（１）供給地域 静岡県 掛川市 （２）従業員数 25名 （３）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	31.9	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：9.3%
収益	343.2	342.6	-0.2%	-	
営業費用	324.7	274.4	-15.5%	-	
比較査定対象NW費用	106.9	90.8	-15.1%	-5.0%	世代交代により一時的に労務費が減少したため。
減価償却費	163.8	141.9	-13.4%	-6.8%	簡素合理化方式により想定原価が大きく見積もられていたため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価(※2)	341	343	345	1,029	-1.3%
	実績見込み	339	342	335	1,016	
営業費用	想定原価(※2)	312	329	333	974	-12.2%
	実績見込み	270	274	311	854	
比較査定対象NW費用	想定原価(※2)	106	107	108	321	-4.3%
	実績見込み	108	91	108	305	
減価償却費	想定原価(※2)	152	168	171	491	-15.6%
	実績見込み	124	142	149	415	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

福山ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：7.8% 収益のずれ：15.9%	<ul style="list-style-type: none">● 一過性である可能性もあり、現時点で超過利潤が継続するかは不明。● 既存大口需要家への供給量増加によるものであるが、2019年度より当該需要家向けの託送料金の値下げ改定を実施しているため、今後の継続性は不明。



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

供給量が増大する期間は一過性のものであり、また、2019年度以降は極端な収益増加は発生しない見込みである。このため、料金の見直しは行わない。

※来年度の事後評価において、託送収支の状況を確認する。

福山ガス（私営）

（１）供給地域 広島県 福山市 （２）従業員数 90名 （３）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	188.3	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：7.8%
収益	2,094.0	2,426.1	15.9%	-	既存大口需要家の需要増加により供給量が増加したため。
営業費用	1,997.8	2,062.8	3.3%	-	
事業者間精算費	476.4	434.1	-8.9%	-2.1%	既存大口需要家への供給量増加により、上流事業者の事業者間精算料金が値下げ改定となったため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価(※2)	2,092	2,093	2,097	6,282	3.2%
	実績見込み	1,936	2,426	2,124	6,486	
営業費用	想定原価(※2)	1,996	1,983	2,015	5,993	-2.1%
	実績見込み	1,769	2,063	2,035	5,867	
事業者間精算費	想定原価(※2)	476	476	477	1,429	-14.1%
	実績見込み	387	434	406	1,227	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

犬山ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：7.2%	<ul style="list-style-type: none">● 一過性である可能性もあり、現時点で超過利潤が継続するかは不明。● 既存需要家への供給量増加によるものであるが、既存需要家の廃業や主要エネルギーの切替えによる供給量減少が見込まれるため、今後の継続性は不明。● 設備投資の一部延期・中止によるものであるが、今後の設備投資の動向を見極める必要があるため、今後の継続性は不明。
収益のずれ：5.5%	
費用のずれ：-6.9%	



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

2019年度の託送収支の結果を踏まえ、2020年4月に改定検討を開始。改定の必要があれば、2020年12月末までに料金改定を行う予定。

※来年度の事後評価において、託送収支の状況及び料金改定の検討状況を確認する。

犬山ガス（私営）

（１）供給地域 愛知県 犬山市 他 （２）従業員数 ２８名 （３）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	44.7	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：7.2%
収益	588.3	620.8	5.5%	-	小口・大口需要家の需要増加により供給量が増加したため。
営業費用	558.9	520.6	-6.9%	-	
比較査定対象NW費用	198.5	179.9	-9.4%	-3.3%	過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていたため。
減価償却費	178.5	157.4	-11.8%	-3.8%	設備投資の一部を延期・中止したため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価(※2)	592	587	586	1,765	1.3%
	実績見込み	556	621	611	1,788	
営業費用	想定原価(※2)	559	559	559	1,677	-7.0%
	実績見込み	479	521	560	1,559	
比較査定対象NW費用	想定原価(※2)	199	199	199	596	-5.6%
	実績見込み	180	180	202	562	
減価償却費	想定原価(※2)	170	179	187	536	-7.6%
	実績見込み	155	157	182	495	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

吉田ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：6.3% 収益のずれ：13.5%	<ul style="list-style-type: none">● 超過利潤が継続する可能性が高い。● 新規大口需要家への供給量増加によるものであり、今後も継続する可能性が高い。



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

2019年度上期に供給量が減少している大口需要家もあるため、2019年度の収支が確定したうえで料金の見直しを行うか検討する。

※来年度の事後評価において、託送収支の状況を確認する。

吉田ガス（私営）

（１）供給地域 山梨県 富士吉田市 他 （２）従業員数 ２３名 （３）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	52.3	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：6.3%
収益	730.6	829.4	13.5%	-	大口需要家の件数増加等により供給量が増加したため。
営業費用	693.1	711.7	2.7%	-	
比較査定対象NW費用	153.0	137.2	-10.4%	-2.3%	過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていたため。
減価償却費	286.9	221.6	-22.7%	-9.4%	簡素合理化方式により想定原価が大きく見積もられていたため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価(※2)	671	755	766	2,192	6.8%
	実績見込み	624	829	888	2,341	
営業費用	想定原価(※2)	650	709	720	2,079	-3.5%
	実績見込み	533	712	762	2,007	
比較査定対象NW費用	想定原価(※2)	151	153	155	459	-7.4%
	実績見込み	141	137	147	425	
減価償却費	想定原価(※2)	258	298	304	861	-24.7%
	実績見込み	189	222	237	648	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

大垣ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：6.3%	<ul style="list-style-type: none">● 一過性である可能性もあり、現時点で超過利潤が継続するかは不明。● 大口需要家への供給量増加によるものであるが、既存大口需要家の工場移転等が見込まれるため、今後の継続性は不明。● 設備投資の一部延期や工具備品購入の延期によるものであるが、今後の設備投資等の動向を見極める必要があるため、今後の継続性は不明。
収益のずれ：1.5%	
費用のずれ：-10.1%	



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

需要増加の見込みはなく、営業収益は今後想定通りの水準に減少を見込むとともに、費用の減少は一過性の要因によるものであるため、料金見直しは考えていない。

※来年度の事後評価において、託送収支の状況を確認する。

大垣ガス（私営）

（1）供給地域 岐阜県 大垣市 （2）従業員数 49名 （3）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	75.9	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：6.3%
収益	1,190.2	1,207.9	1.5%	-	大口需要家の件数増加や既存大口需要家の一時的な生産増により、供給量が増加したため。
営業費用	1,115.2	1,002.9	-10.1%	-	
比較査定対象NW費用	341.2	250.0	-26.7%	-8.2%	役員数の減少や工具備品購入を延期したため。
減価償却費	508.5	458.6	-9.8%	-4.5%	他者起因による建設工事の遅れにより、平成30年度の設備投資が減少したため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価(※2)	1,190	1,190	1,190	3,571	0.2%
	実績見込み	1,171	1,208	1,198	3,577	
営業費用	想定原価(※2)	1,085	1,111	1,161	3,356	-11.4%
	実績見込み	984	1,003	988	2,975	
比較査定対象NW費用	想定原価(※2)	341	341	341	1,024	-21.0%
	実績見込み	278	250	280	808	
減価償却費	想定原価(※2)	477	502	547	1,525	-9.1%
	実績見込み	482	459	446	1,386	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

入間ガス（私営）

● 超過利潤の見通し

2018年度の実績	要因分析及び今後の見通し
営業収益に対する超過利潤の比率：5.4% 収益のずれ：16.6%	<ul style="list-style-type: none">● 超過利潤が継続する可能性が高い。● 既存大口需要家への供給量増加によるものであり、今後も継続する可能性が高い。



● 料金改定も含めた今後の事業者の方針

2020年5月に料金改定の検討を開始し、2021年1月に料金改定を実施する予定。

※来年度の事後評価において、料金改定の検討状況を確認する。

入間ガス（私営）

（１）供給地域 埼玉県 入間市 他 （２）従業員数 ４７名 （３）新規・越境参入者 無

① 2018年度託送収支の状況

	想定※1 (百万円)	実績 (百万円)	増減率 (%)	寄与度 (%)	備考（事業者から聴取した情報）
当期超過利潤	-	78.5	-	-	収益に対する当期超過利潤の比率：5.4%
収益	1,253.2	1,460.8	16.6%	-	既存大口需要家の燃料転換（重油→天然ガス）や大口需要家の件数増加により供給量が増加したため。
営業費用	1,185.2	1,316.5	11.1%	-	
減価償却費	369.2	233.3	-36.8%	-11.5%	想定原価が大きく見積もられていたため。

※1 単年度平均（2017年度から2019年度の想定額の平均）

② 主な項目の想定原価と見通し

単位（百万円）		2017年度	2018年度	2019年度	計	増減率（%）
収益	想定原価(※2)	1,209	1,210	1,340	3,760	12.8%
	実績見込み	1,272	1,461	1,506	4,239	
営業費用	想定原価(※2)	1,143	1,145	1,268	3,556	7.0%
	実績見込み	1,107	1,317	1,379	3,803	
減価償却費	想定原価(※2)	358	366	383	1,108	-35.2%
	実績見込み	233	233	252	725	

※2 各年度の料金認可時の積み上げ

(2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析 (①需要開拓費)

- 需要開拓費を原価に計上した事業者について、2017年度～2019年度需要開拓費の想定原価と実績費用（実績見込みを含む）を聴取した。
- 全体としては、想定を上回る実績、概ね想定通りの執行となる事業者が多かったが、一部の事業者では想定外の案件数の減少などの理由により、実績が想定を下回った。

需要開拓費の想定原価と実績費用（2017年度～2019年度）

		執行額 3年合計 (千円)	執行額 増減率	支払対象 件数	支払件数 増減率	支払対象 事業者 (3年のべ)	理由
東京ガス (3地区合計)	想定原価	7,819,260	7.3%	108,668	20.9%	4	東京地区等の新設獲得件数が想定を上回った。
	実績費用	8,391,216		131,402			
東邦ガス	想定原価	1,996,861	1.0%	25,098	11.9%	5	原価想定以上に需要開拓費の適用件数が増加した。
	実績費用	2,016,898		28,073			
大阪ガス	想定原価	6,929,842	-3.4%	81,355	1.7%	5	制度開始前の新設物件が、施策適用の対象外となった影響により執行額が想定を下回った。支払件数は新設竣工が想定より好調であった影響で想定を上回った。
	実績費用	6,697,187		82,735			
北海道ガス	想定原価	1,543,829	-11.8%	11,074	-38.4%	3	大型物件の竣工遅延等により、新規獲得件数が想定を下回った。
	実績費用	1,361,316		6,826			
武陽ガス	想定原価	41,326	-56.3%	703	-52.4%	3	大規模分譲住宅の一部が自由化直前に完成し、需要開拓費の支払対象外となった。予定していた分譲住宅の一部がオール電化となった。宅地開発計画の延期があった。
	実績費用	18,046		335			
鷺宮ガス	想定原価	23,798	113.3%	186	-51.1%	3	大口需要の販売量が増加した。
	実績費用	50,750		91			
水島ガス	想定原価	22,087	55.2%	272	41.9%	3	本支管敷設が必要な宅地造成が多く発生し、対象となる新設件数が増加した。
	実績費用	34,270		386			
国際石油開発帝石	想定原価	9,840	-100.0%	4	-100.0%	0	託送検討依頼の件数等から既存託送依頼者による需要開拓が活発であると判断し、公募による需要開拓は行わなかった。
	実績費用	0		0			

※ 想定原価と実績費用を比較するため、2019年度実施、2020年度の実績見込みの案件も含む（期ずれを補正）。

(参考) 需要調査・開拓費の概要

- 需要調査とは、造成地や都市計画に係る情報の収集や、他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査などである。
- 需要開拓とは、他燃料を使用する需要家に対して都市ガス化の提案を行うことや、実地調査により、ガス設備の導入可能性の検討などを行うことである。
- 一般ガス導管事業者が、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地・工業団地等の開発計画やこれに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行う需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認める。

(2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析 (②二重導管離脱需要)

- 2016年に二重導管規制が見直され、ガス導管事業者は、原則として、小売全面自由化後3年度間において、各一般ガス導管事業者のネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要を獲得することが可能となった。
- 需要想定を行うにあたり、自社の状況に応じて、一定程度の需要減少量を織り込んだ事業者もいることから、現行料金認可時の想定と実績を比較した。

二重導管規制緩和等による離脱量の想定と実績

	3年合計想定 (億m ³)	3年合計実績 (億m ³)	2017年度実績 (億m ³)	2018年度実績 (億m ³)	2019年度実績見込み (億m ³)
東京ガス	2.00	1.50	—	—	1.50
	乖離理由：想定物件のうち1件が脱落したが、当該物件の稼働減により、使用量が減少したため。				
東邦ガス	1.53	—	—	—	—
	乖離理由：小売事業者の営業努力により都市ガスでの契約更改ができる見込みのため。				
大阪ガス ^(※2)	—	2.32	—	—	2.32
	乖離理由：料金認可時の需要想定において需要離脱を見込んでいなかったが、2件発生した。				

※ 「-」は実績なし

※2 大阪ガスは、2019年3月29日実施の託送料金値下げの届出をしており、その際の需要想定には、上記の離脱量の実績を織り込んでいる。

(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価
3. 追加的な分析・評価
 - (1) 大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価
 - (2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析
4. 効率化に向けた取組状況
5. 内管工事の取組状況
6. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（効率化に向けた取組状況）

- 昨年度の事後評価においては、先進的な取組を行っていると思われる大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）の取組を確認し、特に先進的で効果の高い取組について取りまとめ、中小事業者等への横展開の技術的サポート等を一般社団法人日本ガス協会に依頼した。
- 本年度は、一般社団法人日本ガス協会の取組状況をフォローアップする。

(参考：2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 昨年度の事後評価において、一般社団法人日本ガス協会に対し、中小事業者等の技術的サポート等を行うよう依頼したことから、その状況について聴取する。

(参考) 日本ガス協会への技術的サポート等の依頼について

- 日本ガス協会会員の一般ガス導管事業者（以下「一般ガス導管事業者会員事業者」という。）の効率化取組の状況及び課題を把握・分析し、それを踏まえて、会員事業者の効率化取組の導入を促進するため、以下の技術的サポート等を行うことを日本ガス協会に依頼した。

- ① 一般ガス導管事業者会員事業者の効率化取組を促進するため、一般ガス導管事業者会員事業者に対して、先進事例等を積極的に提供するとともに、事業者間の情報共有を促進する。（取組事例集等の周知、セミナー及び情報交換会の開催等）
- ② 相談窓口として、一般ガス導管事業者会員事業者からの問い合わせに対応するなど、一般ガス導管事業者会員事業者の取組導入を支援する。
- ③ 必要に応じて、ノウハウを持つ一般ガス導管事業者会員事業者と効率化に取り組む一般ガス導管事業者会員事業者とのマッチングを行う。

(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価
3. 追加的な分析・評価
 - (1) 大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価
 - (2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析
4. 効率化に向けた取組状況
5. 内管工事の取組状況
6. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（内管工事の取組状況）

- 昨年度の事後評価を踏まえ、内管工事の利益率が大きく、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者に対して、その利益率の妥当性または利益率を踏まえた見積単価表の改定の見通しを聴取する。
- 昨年度の事後評価を踏まえ、需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、一般ガス導管事業者に対し、内管工事の標準モデルについての参考見積額をHP等において公表するように依頼したため、その公表状況を確認する。

(参考：2019年11月6日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の取組状況进行评估することにより、効率化・低廉化を促進する。

内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

- 昨年度実施した事後評価を踏まえ、内管工事の利益率が大きく※1、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者16社※2に対して、その利益率の妥当性または利益率を踏まえた見積単価表の改定の見通しを聴取した。
- 結果は、以下の通りであり、8社からは見積単価表の見直しまたは見直しを検討するとの回答があった。

※1 全一般ガス導管事業者196社（2018年度3月末時点で事業を実施していた事業者）のうち、内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等について適切に振り分けてもなお、利益率が10%を超える17社が対象

※2 内管工事の利益率が大きい17社のうち、1社については、2018年度以降に見積単価表を改定しているため対象外

<16社からの主な回答>

- 見積単価表の見直しをする、または見直しを検討する。（8社）
- 見積単価表に基づかない特殊な工事が発生したことが原因。見積単価表に基づいた工事のみであれば大きな利益率は出ない。（4社）
- その他（4社）

内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

- 内管工事の利益率が大きくなる主な原因について、複数の事業者から、見積単価表に基づかない特殊な工事が発生したためとの回答があった。他方、各一般ガス導管事業者の託送供給約款等には見積単価表に基づかない特殊な工事であっても、その工事金額は、その工事に要する材料費、労務費等の費用に基づき算出した個別の設計見積金額にするものと記載されている。
- これを踏まえ、当該特殊な工事であっても、その工事金額は、その工事に要する費用に基づき算出した個別の設計見積金額となるよう、各一般ガス導管事業者に周知徹底することとし、これを本年10月に当委員会事務局から一般社団法人日本ガス協会に対して依頼した。

(参考) 既に一般社団法人日本ガス協会から各一般ガス導管事業者に対し周知徹底が行われている。

< (参考) モデル託送供給約款 >

36. 内管工事に伴う費用の負担

—供給施設の所有区分と工事費—

(1) ~ (2) 略

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する工事

(4) ~ (13) 略

内管工事の標準モデルに基づく参考見積額の公表状況

- 昨年度実施した事後評価を踏まえ、需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額を自社のHP等において公表するよう事業者へ依頼したところ。
- 全一般ガス導管事業者 196社※1において、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額を自社のHP等において公表していることを確認した。

※1 2019年11月15日時点

(参考) 標準モデルによる内管工事見積額の横比較

- 工事件数の多い事業者から、内管工事の典型的なケースを聴取し、それを踏まえて全社共通の見積条件（標準モデル）を作成し、全ての一般ガス導管事業者に内管工事の参考見積を依頼した。

<標準モデルの概要>

- 新築の戸建木造住宅
- ガス機器：2台（設計対象は、以下のガス流量とする）
 - ① 24号ふろ給湯器【ガス消費量（ガス流量）⇒ 給湯3.71m³/h、風呂0.92m³/h】
 - ② ビルトインコンロ【ガス消費量（ガス流量）⇒ バーナA 0.35m³/h、バーナB 0.35m³/h】
- ガスメーターまでは、P E 管の埋設配管（延長9m）
- ガスメーター以降は、フレキ管の露出配管
- 機器接続工事は見積りに含む（ガス栓は機器接続ガス栓）
- 外壁貫通における穴あけ及び穴補修は見積りに含まない
- 上記以外の口径、配管ルート、支持金具等の仕様は各社の標準仕様による

(参考) 各事業者の標準モデルに基づく参考見積額一覧

事業者名	私営・公営	内管工事見積額(円)	事業者名	私営・公営	内管工事見積額(円)	事業者名	私営・公営	内管工事見積額(円)	事業者名	私営・公営	内管工事見積額(円)	事業者名	私営・公営	内管工事見積額(円)	事業者名	私営・公営	内管工事見積額(円)
1. 本省所管			石巻ガス	私営	135,300	東京ガス山梨	私営	121,465	熱海ガス	私営	155,441	中部ガス	私営	122,400	出雲ガス	私営	100,712
東京ガス	私営	142,600	古川ガス	私営	128,700	上田ガス	私営	160,930	御殿場ガス	私営	140,555	上野都市ガス	私営	139,392	鳥取ガス	私営	164,197
東邦ガス	私営	132,600	寒河江ガス	私営	78,826	長野都市ガス	私営	145,200	島田ガス	私営	120,000	名張近鉄ガス	私営	123,090	米子ガス	私営	74,000
大阪ガス	私営	128,700	鶴岡瓦斯	私営	149,028	東海ガス	私営	113,200	中遠ガス	私営	138,000	6. 北陸支局所管			因の島ガス	私営	95,997
西部ガス	私営	123,200	新庄都市ガス	私営	149,388	東海ガス(下仁田地区)	私営	107,470	袋井ガス	私営	121,000	日本海ガス	私営	107,151	松江市ガス局	公営	179,436
東部ガス(秋田地区)	私営	103,900	常磐共同ガス	私営	159,500	フジオックス	私営	130,262	伊奈都市ガス	私営	166,000	高岡ガス	私営	129,676	9. 四国局所管		
東部ガス(福島地区)	私営	113,400	若松ガス	私営	110,563	昭島ガス	私営	182,160	堀川産業	私営	117,260	小松ガス	私営	92,719	四国ガス	私営	96,222
東部ガス(茨城地区)	私営	112,800	相馬ガス	私営	133,000	青梅ガス	私営	126,511	エナキス	私営	125,400	金沢市企業局	公営	209,110	10. 九州局所管		
2. 北海道局所管			東北ガス	私営	61,116	武陽ガス	私営	165,220	沼田ガス	私営	146,190	7. 近畿局所管			大牟田ガス	私営	79,200
北海道ガス	私営	163,020	常磐都市ガス	私営	141,108	東部液化石油	私営	94,248	渋川ガス	私営	111,980	河内長野ガス	私営	135,140	筑紫ガス	私営	133,000
旭川ガス	私営	134,464	気仙沼市	公営	128,559	足利ガス	私営	134,200	秩父ガス	私営	153,230	大武	私営	115,000	久留米ガス	私営	122,700
釧路ガス	私営	165,693	にかほ市	公営	132,123	佐野ガス	私営	142,450	銚子瓦斯	私営	113,500	甲賀協同ガス	私営	173,800	高松ガス	私営	134,130
室蘭ガス	私営	158,675	仙台市	公営	142,758	桐生ガス	私営	125,300	房州瓦斯	私営	116,050	桜井ガス	私営	155,775	鳥栖ガス	私営	93,566
苫小牧ガス	私営	157,960	由利本荘市	公営	142,006	館林ガス	私営	129,620	総武ガス	私営	138,560	伊丹産業	私営	137,000	佐賀ガス	私営	149,710
帯広ガス	私営	144,793	男鹿市	公営	157,751	伊勢崎ガス	私営	131,400	佐渡瓦斯	私営	119,100	大和ガス	私営	130,130	九州ガス	私営	141,900
岩見沢ガス	私営	181,500	庄内町	公営	155,716	太田都市ガス	私営	116,160	大町ガス	私営	121,000	五条ガス	私営	135,798	大分ガス	私営	182,000
長万部町	公営	178,123	4. 関東局所管			埼玉ガス	私営	127,600	信州ガス	私営	92,800	篠山都市ガス	私営	132,000	宮崎ガス	私営	108,504
3. 東北局所管			栃木ガス	私営	122,029	本庄ガス	私営	111,600	伊東瓦斯	私営	108,279	洲本瓦斯	私営	159,945	日本ガス	私営	115,500
仙南ガス	私営	153,923	北日本ガス	私営	90,970	武蔵野ガス	私営	162,910	下田ガス	私営	125,000	新宮ガス	私営	123,900	加治木ガス	私営	88,000
のしる1社キ-サービス	私営	76,659	武州ガス	私営	108,680	角栄ガス	私営	127,000	東金市	公営	151,459	敦賀ガス	私営	216,700	国分準人ガス	私営	115,500
庄内中部ガス	私営	152,147	東彩ガス	私営	99,000	幸手都市ガス	私営	111,650	習志野市	公営	142,560	福知山都市ガス	私営	126,500	阿久根ガス	私営	119,000
八戸ガス	私営	145,750	大東ガス	私営	132,440	入間ガス	私営	117,590	白子町	公営	133,052	長田野ガスセンター	私営	115,170	第一ガス	私営	146,000
塩釜ガス	私営	148,500	西武ガス	私営	148,280	京葉ガス	私営	122,100	大網白里市	公営	135,366	丹後瓦斯	私営	97,062	天草ガス	私営	135,000
山形ガス	私営	123,693	新日本ガス	私営	131,230	大多喜ガス	私営	150,120	九十九里町	公営	136,807	越前エネライン	私営	132,220	直方ガス	私営	111,000
酒田天然瓦斯	私営	128,975	鶯宮ガス	私営	126,900	野田ガス	私営	115,720	長南町	公営	91,003	豊岡エネルギー	私営	128,700	山鹿都市ガス	私営	110,188
福島ガス	私営	73,700	日高都市ガス	私営	143,990	京和ガス	私営	124,300	上越市	公営	198,055	大津市	公営	165,506	唐津瓦斯	私営	92,877
青森ガス	私営	209,847	坂戸ガス	私営	113,047	秦野ガス	私営	214,500	見附市	公営	160,619	福井市	公営	215,237	西日本ガス	私営	107,800
弘前ガス	私営	119,867	松栄ガス	私営	117,480	厚木ガス	私営	135,850	妙高市	公営	211,183	8. 中国局所管			出水ガス	私営	108,977
十和田ガス	私営	112,847	東日本ガス	私営	101,090	湯河原ガス	私営	134,200	小千谷市	公営	273,214	水島ガス	私営	85,580	南日本ガス	私営	98,400
五所川原ガス	私営	72,050	日本ガス	私営	161,135	新発田ガス	私営	150,200	魚沼市	公営	225,611	広島ガス	私営	117,700	伊万里ガス	私営	83,710
盛岡ガス	私営	188,226	小田原ガス	私営	161,700	越後天然ガス	私営	167,100	糸魚川市	公営	220,948	岡山ガス	私営	154,000	エコア	私営	5,500
釜石瓦斯	私営	168,080	北陸ガス	私営	167,500	吉田ガス	私営	126,300	5. 中部局所管			福山ガス	私営	98,230	南海ガス	私営	109,500
水沢ガス	私営	117,062	蒲原ガス	私営	158,620	松本ガス	私営	157,124	犬山ガス	私営	147,400	山口合同ガス	私営	101,750	飯塚ガス	私営	122,100
花巻ガス	私営	126,800	栄ガス消費生活協同組合	私営	177,100	諏訪ガス	私営	161,810	津島ガス	私営	136,100	津山ガス	私営	147,800	11. 沖縄局所管		
一関ガス	私営	105,837	白根ガス	私営	176,000	静岡ガス	私営	147,000	大垣ガス	私営	198,000	浜田ガス	私営	114,400	沖縄ガス	私営	87,717

※ 1 2019年11月15日時点

(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価
3. 追加的な分析・評価
 - (1) 大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価
 - (2) 需要開拓費、二重導管離脱需要の分析
4. 効率化に向けた取組状況
5. 内管工事の取組状況
6. 今後のスケジュール

今後のスケジュール（ガス導管事業者の収支状況等の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめ、年度内を目途に、その他の項目についてもとりまとめる。

時期

内容

11/20
【本日】

- ・法令に基づく事後評価
- ・その他の項目（追加的な分析・評価、効率化に向けた取組状況、内管工事の取組状況）について議論

2019年度

11/25

法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）

1月

その他の項目の評価結果とりまとめ